

令和4年第11回美唄市教育委員会会議録

- 1 と き 令和4年9月29日（木）
 午後4時00分～午後4時25分
- 2 と ころ 教育委員会室
- 3 出席委員
 天野教育長 高橋教育委員 土肥教育委員 要覚教育委員 梅田教育委員
- 4 説明員
 阿部教育部長 村上学務課長 島指導室長 原田おいしい給食推進室長
 杉本生涯学習課長 北清生涯学習課参事
 高橋学務課長補佐 高橋学務課主幹 谷川生涯学習課長補佐
 石本学校教育係長
- 5 開会
 高橋委員を署名委員に指名
 会期を1日と決定
- 6 議件名
 議案第24号 美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件
 その他1 令和4年度美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価
 について
 その他2 令和4年第3回市議会定例会一般質問について

概要記録

16:00

●天野教育長 ただいまから、令和4年第11回美唄市教育委員会議を開会いたします。順序第1 会議録署名委員に高橋委員を指名します。次に順序第2 会期の決定につきましては本日1日といたします。次に順序第3 教育長報告、行事予定について、事務局から説明をお願いします。

●阿部教育部長 8月18日第10回教育委員会議以降の教育長報告についてご報告を申し上げます。

※教育長報告（添付資料 別紙1）

※行事予定説明（添付資料 別紙2）

●天野教育長 教育長報告、行事予定について事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 なければ次に移ります。順序第4 議案第24号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について議題とします。事務局から説明をお願いします。

●高橋学務課長補佐 私から、議案第24号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について、ご説明いたします。

本規則は、経済的な理由により就学が困難な高校等に在籍する生徒に対し返還不要の奨学金を給付するため、奨学金の給付に必要な事項を定めるために、本年3月第4回教育委員会議でご審議いただき、承認をいただいていたところです。

今年度、本規則他に定める要項に基づき、7月1日から8月31日までを申請期間とする奨学生の募集を行い奨学生の選定を行いましたが、給付枠に余裕があることから10月に追加募集を行うことといたしました。この場合、規則に規定している10月に奨学金を給付することは難しいことから、追加募集に対応した給付ができるよう必要な改正を行うものです。

議案第24号参考資料の新旧対照表をご覧ください。規則第8条に規定する奨学金の給付時期について、旧の規則では給付時期を「10月と翌年4月」に給付するものと規定しておりますが、新の規則で下線の箇所になりますが「ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。」という文言を加え、「10月と翌年4月」以外でも奨学金の給付をできるように改正するものであります。施行期日については、令和4年10月1日といたします。説明については以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

●天野教育長 ただいま事務局から、議案第24号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、お諮りいたします。議案第24号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件について、ご異議ございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 ご異議ないものと認め、議案第24号美唄市高等学校等奨学金給付規則の一部改正の件については、原案どおり可決といたします。

●天野教育長 次に、その他1令和4年度美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価に

ついて、事務局から説明をお願いします。

●村上学務課長 私から、その他1令和4年度美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、ご説明申し上げます。

資料の1ページ目をご覧ください。こちらに趣旨が記載されておりますけれども、本件につきましては、平成20年4月1日から、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について自ら点検評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表することが義務付けられているところであります。この点検評価を行うにあたりましては、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされており、外部の有識者からの意見を得て評価をしていただく制度となっております。

点検・評価の対象は、令和3年度の事業で美唄市教育行政執行方針に基づく学校教育・社会教育・社会体育の分野について、自ら点検・評価を行ったものでございます。

これを、本日の教育委員会議場の場において教育委員のみなさまにお目通しをしていただき、本ページの下段に記載があります分野ごとに記載した方々に、点検・評価の結果について今後ご意見を付していただくこととなっております。このご意見を付したものを、11月の教育委員会議において議案として提案させていただき、教育委員のみなさまに協議をしていただく予定となっております。説明の方は以上です。よろしくお願いいたします。

●天野教育長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、その他1令和4年度美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、終了します。

●天野教育長 次に、その他2令和4年第3回市議会定例会一般質問について、事務局から説明をお願いします。

●阿部教育部長 それでは、その他2令和4年第3回市議会定例会一般質問について、ご説明申し上げます。

※一般質問（資料添付 別紙3）

●天野教育長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 質問がないようですので、その他1令和4年第3回市議会定例会一般質問について、終了します。以上で本日の議事については終了しましたが、他に何かございませんか。

●土肥委員 学校給食のことです。昨今、物価高騰による給食費の値上げということで、各市町村苦慮されているようです。本市の給食費は無償化ということで、今まで家庭で負担してきた金額を公費で負担しているので家庭に負担はありませんが、設定されている給食費の代金で今までと同じような給食を提供できているのかお聞きいたします。

●原田おいしい給食推進室長 学校給食費については、今年度は1食あたり小学校279円、中学校332円で設定しています。物価高騰の影響を受けてはいますが、令和4年度の賄材料

費の積算にあたっては、見込児童生徒数より実児童生徒数が少なかったこともあり、1人当たり1食10円程度の物価高騰の影響が見受けられるところです。今年度については予算の範囲内でこれまでと同じような給食が提供できると想定しています。

●土肥委員 わかりました。

●天野教育長 他に何かありませんか。

●各委員 ありません。

●天野教育長 では、これをもちまして令和4年第11回美唄市教育委員会議を閉会いたします。

16:25 終了

以上会議顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 高橋 泰浄

教 育 長 報 告

自 令和 4 年 8 月 18 日

至 令和 4 年 9 月 28 日

区 分	会 議 等
8月18日	第 10 回教育委員会議 教育委員室
19日	美唄市防災訓練（災害対策本部機能訓練） 総合体育館
	表敬訪問（卓球全国大会出場 美唄中学校 3 年） 教育長室
	小学校農業体験学習副読本意見交換会 ストゥディオアルテ
20日	アルテピアッツァ美唄・30 年“次なるステップへ”事業 記念講演中村桂子アルテで語る アルテピアッツァ美唄
21日	芸術文化交流施設「アルテピアッツァ美唄」30 年記念事業 ジョルジョ・アンジェリ×安田侃トークショー アルテピアッツァ美唄
22日	学校職員永年勤務者表彰伝達式 美唄中学校・東中学校
23日	北海道都市教育委員会連絡協議会役員会及び定期総会 ホテル三浦華園（滝川市）
25日	ゆたかな教育を求める全道キャラバン行動 市長会議室
26日	歯と口の健康に関するポスターコンクール審査 第 3 会議室ほか
27日	公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会 第 71 回北海道地区大会南空知いわみざわ大会式典 キタオン（岩見沢市）
31日	感謝状贈呈式（谷村工業㈱） 市長応接室
9月2日	感謝状贈呈式（㈱玉川組） 市長応接室
3日	琴エスワールドミュージックスクール開校セレモニー 琴エスワールド美唄教室
	芸術文化交流施設「アルテピアッツァ美唄」30 年記念事業 安田侃彫刻展「時に触れる」オープニングセレモニー アルテピアッツァ美唄
6日	第 3 回市議会定例会（～27 日） 議場ほか
10日	川添雅嗣ピアノリサイタル アルテピアッツァ美唄
16日	感謝状贈呈式（北有建設㈱） 市長応接室
18日	一般社団法人美唄青年会議所創立 60 周年記念式典・懇親会 美唄市民会館ほか
22日	秋の全国交通安全運動街頭啓発 美唄警察署前
23日	第 31 回ピパオイヘルシーロードレース 兼第 27 回美唄市ハーフマラソン大会 総合体育館前

上記のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 29 日

美唄市教育委員会 教育長 天 野 政 俊

10 月 行 事 予 定

教 育 委 員 会

日	曜	行 事	時間	場 所	所 管
1	土	体験講座「クラフトバンドでハロウィン」	10:00	郷土史料館無料スペース	生涯学習課
2	日	旧東明駅舎の一般開放事業	9:00	東明駅舎	生涯学習課
3	月				
4	火				
5	水				
6	木				
7	金	体験講座「石炭を燃やしてみよう！」	10:00	郷土史料館駐車場横 屋根のあるスペース	生涯学習課
8	土	史料館コンサート オカリナ	14:00	郷土史料館無料スペース	生涯学習課
9	日				
10	月				
11	火				
12	水	第 7 回定例校長会議	9:30	教育委員室	指導室
13	木				
14	金				
15	土	学習発表会		東小学校	
【生涯学習課】 列車添乗 19日(水) 街頭指導(中高一斉) 20日(木) 街頭指導(市内巡回) 6日(木) オクトーバー・ラン&ウォーク 1日(土)～31日(月) 市内各所 キッズダンス教室 毎週火曜 16:15 体育センター(格技室) おはなしの会ブックスタート(3歳児) 8日(土) 15日(土) 28日(金) 10:30 図書館児童室					

令和 4 年第 3 回市議会定例会

1 日程

会 期	月 日	曜日	会議別	事 項
第 1 日	9 月 6 日	火	本会議	会期決定、諸般報告、議長報告、市政報告、例月出納検査結果報告、定期監査報告、専決処分・財産購入・補正予算(一般・バス・国保・介護・病院)、決算認定(一般・バス・国保・下水道・介護・介護サービス・後期高齢者・病院・水道・工水)
第 2・3 日	9 月 7・8 日	水・木	休 会	議案審査
第 4 日	9 月 9 日	金	本会議	一般質問
第 5・6 日	9 月 10・11 日	土・日	休 会	議案審査
第 7 日	9 月 12 日	月	本会議	一般質問
第 8 日	9 月 13 日	火	休 会	常任委員会
第 9 日	9 月 14 日	水	休 会	予算審査特別委員会
第 10・11 日	9 月 15・16 日	木・金	休 会	決算審査特別委員会
第 12・13・14 日	9 月 17～19 日	土～祝	休 会	議案審査
第 15・16 日	9 月 20・21 日	火・水	休 会	決算審査特別委員会
第 17 日	9 月 22 日	木	休 会	決算審査特別委員会
第 18 日	9 月 23 日	祝	休 会	議案審査
第 19・20 日	9 月 24・25 日	土・日	休 会	議案審査
第 21 日	9 月 26 日	月	休 会	議案審査
第 22 日	9 月 27 日	火	本会議	委員長報告、人事案件、意見書案上程

2 一般質問

順序	会派	質問者	質問要旨	質問日
1	市民交流クラブ	齋藤久美夫議員	1 防災行政について (1) 本年度の美咲市防災訓練について	9 月 9 日
2	みずほ議員会	松山 教宗議員	1 行政情報化について (1) マイナンバーカードについて (2) デジタル・トランスフォーメーション(DX)について	
3	令和議員会	山崎 一広議員	1 物価高騰対策について (1) 原油価格、農業生産資材、建設資材等の物価高騰対策について 2 交流人口の増加について (1) 本市のパークゴルフ場の現状について 3 道の駅について (1) 道内には全国最多の 127 カ所の道の駅があるが以下同う。 4 地域医療について (1) 7 月 24 日の市立美咲病院建設に係る「公募型プロポーザル」の結果について 5 市長のリーダーシップについて (1) 目指すべきリーダー像について	
4	無 会 派	紫藤 政則議員	1 板東市政の継続について (1) 次期美咲市長選挙の立候補表明について	
5	令和議員会	川上 美樹議員	1 福祉行政について (1) 地域包括ケアシステムについて 2 教育行政について<教育長答弁> (1) 教育環境の整備について ① エアコンの設置について ② 校内 LAN の状況とタブレット端末の持ち帰り時における Wi-Fi 環境について (2) 学校への支援体制について ① 指導体制の充実について ② 教職員への支援体制について	9 月 12 日
6	市民交流クラブ	山上他美夫議員	1 市役所窓口の簡素化について (1) 引越し手続きの「ワンストップ窓口」による移住者の負担軽減について (2) 市役所窓口の簡素化として「おくやみコーナー」の設置に全国の自治体で取り組んでいるが、その設置について 2 地域福祉会館の利活用について (1) 近年における地域福祉会館の利用状況について (2) 時代の変化に即した地域コミュニティの中心施設としての利活用について	

7	無 会 派	本郷 幸治議員	1 教育行政について＜教育長答弁＞ (1) 児童・生徒の目の健康について 今後、ますます ICT 化が加速する中で、本市として児童・生徒の目の健康に対してどのように取り組んでいるのか (2) 家族のケアや世話をを行う 18 歳未満の子供たち、いわゆる「ヤングケアラー」の問題について、令和 3 年第 4 回定例会で取り上げましたが、その後の生活実態調査でどのような現状把握ができたのか	
8	令和議員会	森 明人議員	1 子育て支援について (1) 母子手帳及び子育て支援の電子化について	

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

川上 美樹議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 教育環境の整備について

質問内容

①エアコンの設置について

気象庁のデータでは、本市において、1980 年には、30 度以上を記録した日数は 1 日だったのに対し、2021 年では、24 日あった事が示されている。また、熱中症による死亡者については、厚労省のデータによると、2022 年の 1 月～7 月までは 252 人と、この 5 年間では過去最多となったことが示されている。更に、文科省の報告によると、公立学校施設の冷房設備については、平成 30 年度補正予算をはじめとした予算措置により、全国設置率は 93.0%となっている。このような状況の中、現在、本市においては小中学校の普通教室にエアコンの設置がされていない状況だが、このことについて、どのように考えているか伺う。

②校内 LAN の現況とタブレット端末の持ち帰り時における Wi-Fi 環境について

校内でネットに繋がらない教室があったり、一斉にアクセスするとフリーズする場合もあると聞く。また、生徒が持ち帰りをした場合、家庭にはポケット Wi-Fi の貸し出しを行うとの事だが、その料金の支払いについては家庭が負担しなければならないため、負担が大きいと感じ、使用しないという家庭も多いのではないかと推測す

る。既に自宅にネット接続してあるパソコンがある家庭では、貸し出しをしなくても、アクセスが可能になるなど、家庭の考え方によって、利用できたり、出来なかったりと、差がでてしまう。校内での環境整備とともに、自宅に帰っても、児童生徒全員がスムーズにネットにアクセスできるようにしなければならないと思うがどのように考えるか伺う。

答弁内容

(小中学校へのエアコンの設置について) であります、

文部科学省が公表した令和 2 年 9 月現在の公立学校施設空調設備の設置状況によりますと、北海道における普通教室のエアコン設置率は 4.3%で、全国における小中学校の設置率に比べ、非常に低い状況にあり、「北海道の夏は涼しい」という地域性によるものと考えているところであります。

しかしながら、近年の異常気象により、北海道内においても年々暑さが増す中、エアコンの設置については、学校などからも要望があり、そのような中、市内の事業所などから、各小中学校に対し、大型扇風機や保健室にエアコンを寄贈していただき、大変感謝しているところであります。

子どもたちの暑さ対策、児童・生徒が健康で安心して学ぶことができる学習環境の確保は、大変重要な課題であり、エアコンの設置の必要性は感じているものの、児童生徒の減少から、学校の統廃合も進み、校舎の老朽化対策を優先して取り組んできたところであります。

エアコンの設置につきましては、多額の工事費を要することから、今後におきましては、図書室や特別教室など、場所を限定した中で設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、校内 LAN の現況についてであります、市内の小中学校においては、一人一台端末や校内 LAN の整備のほか、全ての普通教室

に電子黒板などの ICT 機器を設置し、探究的な学びや協働的な学びなど、様々な場面において、ICT を活用した学習活動の展開に努めているところであります。

また、各校に配置している ICT 支援員や教育委員会内に配置している GIGA スクールサポーターにより、各学校に対する ICT 活用の支援及び ICT 機器のトラブルが生じた場合、迅速に対応しているところであります。

ご指摘のありました校内においてインターネットが繋がらない状況があるということは、私自身が学校視察を行った際にも、同様の状況があったところであり、校内 LAN 環境の整備を担当した業者やタブレット端末の納入業者に調査を依頼し、現在、対策を講じているところであります。

次に、タブレット端末の持ち帰り時における Wi-Fi 環境についてありますが、現在、市内の小中学校を通じて、各家庭にタブレット端末の持ち帰りの同意書の提出及びモバイルルーターの貸出希望の有無について、確認しているところであり、現在のところ、持ち帰りに同意しない、あるいは同意書の提出がない家庭が、全児童生徒数の 5%程度あるところであります。

このような状況から、教育委員会といたしましては、校長会と協議を行い、同意書の提出があった家庭について、まずはオフラインでの使用を基本として、タブレット端末の持ち帰りを実施しているところであります。

また、モバイルルーターの貸出しについては、必要台数が確定した段階で教育委員会において準備し、ネット環境を利用した家庭学習等に取り組んでまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

川上 美樹議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (1) 教育環境の整備について

質問内容

①エアコンの設置について

道内で見た時に、エアコンの設置率は、わずか 4.3%とのことだが、授業中の様子を伺うと、殆どの子供たちがマスクをしたまま授業を受けている状況である。北海道においても気温が高くなってきている事、それに伴って熱中症も多くなってきていることは、厚労省、環境省、気象庁、消防庁からも予防対策が呼びかけられている。三笠市においては、既に設置済で、良質な環境の下、授業が行われている事について、本市とで差があると思う。快適な教室で毎日授業が行われることは、エアコンの設置は将来負担があったとしても、未来の本市を支えてくれる子供たちには、投資するべきと考える。国の支援措置を使いながら、新年度には、設置の方向で考えてほしいと考えるが、再度伺う。

②校内 LAN の現況とタブレット端末の持ち帰り時における Wi-Fi 環境について

持ち帰りのポケット Wi-Fi を利用して家庭でネットアクセスして学習する場合、通信費用が月額で、家庭での負担となる。この通信費用も就学援助に含めるという考えで行う事は如何か。家庭の事情により、自宅でパソコンを使える、使えないという差が出ないよ

うにするための一つの方法としては考えらえると思うが、このことについてはどのように考えるか伺う。

答弁内容

(小中学校へのエアコンの設置について)であります、

コロナ禍のため、子どもたちが夏の暑さの中、マスクをして授業を受けている状況は、非常に過酷であることから、学習に集中できる望ましい環境を整備する必要があるものと考えております。

このため、市内の小中学校の普通教室、特別教室などに1台ずつエアコンを設置することで試算したところ、1校当たり約7,200万円の見積額となり、予算計上が難しい状況にあるところであります。

今後、効率的で効果的なエアコンの設置について、関係する部署と協議・検討を行うとともに、引き続き、有効な財源の確保に向け、検討を進めてまいります。

次に、タブレット端末の持ち帰り時におけるWi-Fi環境の整備についてであります、モバイルルーターの貸出しにつきましては、インターネット回線がつかない環境下にある家庭のうち、貸出しを希望する方のみを対象としております。

現在のところ、約40世帯が貸出しを希望しているところであり、この場合の契約事務手数料や通信費用については、各家庭で負担していただくことで、お知らせしているところであります。

なお、各家庭の事情により、学習環境に差が生じることがないように、就学援助対象である家庭でのオンライン学習に係る通信費用の助成について、今後、検討してまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

川上 美樹議員
教育委員会学務課

件 名 2 教育行政について

中項目 (2) 学校への支援体制について

質問内容

①指導体制の充実について

令和 4 年教育行政執行方針に、学校教育の推進、振興、充実に全力で取り組んでいく考えが示されているが、これらを実現するため、本市が考える学校への指導体制として、どのように取り組んでいるのか伺う。

②教職員への支援体制について

教員は授業を行う事に専念してほしいが、実際は部活動や生徒指導、事務分掌業務に追われ、多忙な状況にある。多くの事案にスムーズに対応していくためには、心のケアも含めて、あらゆる面から教職員を支えていかななくてはならないと考える。本市が行いたいと思う教育内容を推進していく為に、現場の教職員を支える支援体制が、現在、どのようなになっているのか伺う。

答弁内容

(指導体制の充実について) であります、

本市におきましては、学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を行うことを職務として、教育委員会内に校長職の指導室長を配置し、教育課程、学習

指導、学校の組織編制その他の学校教育における専門的事項に関する職務を行っているところです。

また、今年度からは、指導室の組織体制を強化するため、校長職経験のある職員を会計年度任用職員として任用し、市内の小中学校への指導及び支援等の充実を図ったところであります。

次に、教職員への支援体制についてであります。教職員への精神的負担の軽減、いわゆる「心のケア」につきましては、各学校長による日常観察や面談等により対応していると承知しているところであり、必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等の受診を促しているところであります。

教職員個々の業務については、各学校に特別支援教育支援員やICT支援員のほか、北海道教育委員会の事業を活用した学習指導員、スクール・サポート・スタッフなどの配置により、業務の軽減や平準化に取り組んでいるところであり、教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、効果的な質の高い教育活動を持続して行うことができるよう努めているところであります。

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員
教育委員会学務課

件 名 1 教育行政について

中項目 (1) 児童・生徒の眼の健康について

質問内容

コロナ禍において、GIGA スクール構想が加速する中、本市においても、児童生徒一人一台端末の環境下で、さらに ICT 教育が進化されていくと期待する。しかし一方で懸念されることは、子供たちへの心身の健康面についてだと思う。文部科学省の 2020 年度学校保健統計調査によると、裸眼視力 1.0 未満の児童生徒は増加傾向にあり、小学校 37.52%、中学校 58.29%といずれも過去最多となっている。この 30 年ほどでパソコン・ゲーム機が普及し、さらに、各世帯でのスマートフォン保有率は 83.4%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透してきた。かつてないほど、近くを見る生活になっているが、目の進化は時代の変化に追いつかないと言われている。近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれが指摘されており、まず考えられるのは、緑内障や網膜剥離などの目の病気のリスクと考える。子供たちの目の健康予防は、保護者を含めてどの様に取り組まれているのか伺う。

答弁内容

(児童生徒の眼の健康について) であります、
国においては、Society5.0 時代を生きる全ての子どもたちの可

能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学校現場における ICT の積極的な活用が不可欠との観点から「GIGA スクール構想」を推進し、本市においても、市内の小中学校に、一人一台端末や校内 LAN の整備のほか、全ての普通教室に電子黒板などの ICT 機器の整備を行い、日常的に ICT を活用した教育活動を進めているところであります。

一方、ICT 機器使用による健康面への影響等として、「ドライアイ」や「視力の低下」、「姿勢の悪化」などに対する影響が懸念されているところであり、文部科学省や北海道教育委員会からも様々な通知等があるところであります。

このため、市といたしましては、文部科学省等が作成したリーフレットを活用するほか、市においてもタブレット端末を使用する際の健康面などのルールを作成し、児童生徒や保護者へ啓発しているところであります。

また、これらを活用し、各学校においても、タブレット端末使用時の正しい姿勢や一定の時間使用したあとの休憩などについて指導を行い、児童生徒の眼の健康に留意した教育活動を展開しているところであります。

ICT 機器の使用による児童生徒の健康面への影響等に関する配慮については、学校における取組だけでは十分とは言えないことから、家庭と連携して取り組むことが大切であると考えているところであります。

今後におきましても、タブレット端末使用時の配慮事項を児童生徒に指導するとともに、各家庭の協力をいただきながら児童生徒の眼の健康の保持増進に努めてまいります。

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 1 教育行政について

中項目 (1) 児童・生徒の眼の健康について

質問内容

小中学校での「健康診断」は、文科省の「学校保健安全法施行規則」に基づいて実施されているものであり、身体が成長する過程で児童生徒の健康状態を知るために欠かせない健康診断である。検査項目は「視力及び聴力」を含めて 11 項目あり、本市での視力検査は、ある父兄から聞き及んでいるところでは、裸眼ではなく、眼鏡やコンタクトレンズを装着したまま、検査をしているとのことだが、学校現場での実態はどの様になっているのか伺う。

答弁内容

(視力検査について) であります、

現在、市内の小中学校における実施方法につきましては、学校保健安全法施行規則第 7 条の「眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」という規定に基づき、各学校の実情に応じて実施しているところであり、1 校が裸眼、矯正視力の両方の検査を行い、残る 3 校は眼鏡やコンタクトレンズを使用したまま検査を実施しているところであります。

学校における視力検査は、学習に支障のない見え方であるかどうか

かの検査であり、検査の結果、左右どちらか片方でも 1.0 未満の視力であった児童生徒の保護者に対し、結果をお知らせするとともに、必要に応じて医療機関等の受診を促しているところであります。

ICT の活用等によるタブレット端末の利用時間が増加し、学習以外でもテレビ、スマートフォン、ゲームなどをする時間が増えていることにより、視力の低下や目の病気へのリスクは高くなるものと考えておりますことから、引き続き、児童生徒、保護者に対して啓発を行うほか、家庭における ICT 機器の利用のあり方など、各家庭の協力を得ながら眼の健康に関する取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、視力検査の実施方法につきましては、今後、他市の状況を調査するほか、各学校と協議してまいりたいと考えております。

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員

教育委員会学務課

件 名 1 教育行政について

中項目 (2) 家族のケアや世話を行う 18 歳未満の子供たち、いわゆる「ヤングケアラー」の問題について、令和 3 年第 4 回定例会で取り上げましたが、その後の生活実態でどのような現状把握ができたのか。

質問内容

この問題は、少子高齢化が進む現状で決して他人事ではない。改めて確認するが「ヤングケアラー」について厚生労働省のホームページは「法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている」とある。具体例として、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事を行う子ども」等が上げられる。ヤングケアラーを生み出す要因は、核家族化によりケアを担える大人が家族内から減ったことにあるといわれており、その行為が家庭内のプライバシーの問題であるために周囲に気づかれにくい状況を生み出していくことが、問題を深刻化させるまた、自分の自由な時間を持つことが困難で、就学機会が制限され、学力の低下や進路にも影響が及ぶこと、友人関係の確立が出来ずに社会的な孤立につながることなどが問題視されている。昨年の第 4 回定例会以降、生活実態調査でどのような現状把握ができたのか伺う。

答弁内容

（美唄市子どもの生活実態調査について）であります、

この調査につきましては、令和 3 年度に市長部局が行ったもので、乳幼児から中学 2 年生までのお子さんがある保護者、並びに小学 4 年生から中学 2 年生までの児童生徒を対象に実施されたものであります。

このうち「ヤングケアラー」については、小学 4 年生から中学 2 年生までの児童生徒を対象に、「家族の中に高齢や病気、身体が不自由などの理由により、お世話が必要な方がいるか」や「お世話が必要な方はだれか」、「お世話の内容」などの設問に対し伺っており、国の定義に当てはまる児童生徒はいないとの結果であると承知しております。

令和 04 年 第 3 回 定例会一般質問

本郷 幸治議員

再質問

教育委員会学務課

件 名 1 教育行政について

中項目 (2) 家族のケアや世話をを行う 18 歳未満の子供たち、いわゆる「ヤングケアラー」の問題について、令和 3 年第 4 回定例会で取り上げましたが、その後の生活実態でどのような現状把握ができたのか。

質問内容

実態調査の結果では、該当者はいないとのことだが、今後どの子供でも、家庭環境等の急激な変化で「ヤングケアラー」になりうるものが当然予想される。そのためにも早期発見・早期支援に活用するためのアセスメントシートやガイドライン等の作成等に早急に取り組むべきと考えるが、以下について認識と具体的な取組について伺う。

- ①ヤングケアラーになった子供の成長過程における影響についてどう認識しているのか。
- ②ヤングケアラーについて、教職員や職員の理解の醸成を図るために、今後どのような取組を進めて行くのか。
- ③ヤングケアラーに対する今後の支援策について伺う。

答弁内容

(ヤングケアラーになった子どもの成長過程における影響について) であります、

ヤングケアラーの子どもは、学業に時間を割くことができず、学

力への影響が懸念されるほか、部活動や友達と遊ぶ時間が奪われ、交友関係を築くことができず、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、本人の育ちや教育に影響があるものと考えているところであり、子どもの気持ちに丁寧に寄り添いながら、相談しやすい体制や環境を整える必要があるものと考えております。

次に、教職員や職員の理解の醸成を図るための取組についてですが、「ヤングケアラーとは、何か」ということについては、これまでも、教職員はもとより、児童生徒や保護者に対しても、各種リーフレットの配付や相談サポートセンターなどの周知により、啓発を進めてきたところであります。

このほか、教職員に対しては、北海道教育委員会が作成した「参考事例集」などを活用した校内研修を実施するほか、ヤングケアラーの早期発見やその支援について、福祉、医療、介護などの関係機関へ取り次ぎ、その他の必要な支援を行うことができるよう理解を深める取組を進めているところであります。

また、直近においても、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深めるため、北海道教育委員会主催の「ヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修」を全教員が自校の研修計画に基づき、令和5年1月までに受講することとなっているところであります。

次に、今後の支援策についてですが、現時点ではそのような状況におかれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・早期介入の考え方も重要であると考えていることから、本年7月に北海道教育委員会・北海道保健福祉部が共同で策定した「ヤングケアラー支援のためのガイドライン」を踏まえ、学校現場において具体的事例があった場合は、速やかに市の関係部局や関係機関と連携を図り、子どもたちの情報を多面的に収集し、より効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。